

PATENT Attorney

日本弁理士会広報誌
2005
秋
VOL. 39



- ヒット商品を支えた知的財産権
- あらゆる毛髪の悩みを解消できる「ヘアコンタクト」
- ヒット商品はいつか生まれた
- 弁理士奮闘中
- 知的財産権なんでもQ&A
- 弁理士風土記(岩手県)
- 漫画「たぬき弁理士」
- JPAA Information

日本弁理士会広報誌
2005
秋

●「PATENT ATTORNEY」は
「弁理士」のことです。

知的財産権なんでもQ&A

Q 最近、新聞や雑誌で目にする「地域ブランド」が商標登録できるようになったって、いったいどういうことですか？

A 最近、新聞などで「地域ブランド」が商標登録できるようになった、と大きく取り上げられました。これまで、「地域名」+「商品の普通名称」から構成される商標は、商標登録をする事が非常に困難でした。そこで、地域経済の活性化につながる地域ブランドを登録しやすくするため、商標の登録要件が緩和されました（2006年4月1日施行予定）。

地域ブランドとして登録できるのは、1.「愛媛みかん」（「地域の名称」+「商品・役務の普通名称」）、2.「西陣織」（「地

域の名称」+「商品・役務の慣用名称」）、3.「本場大島紬」（「地域名」+「商品・役務の普通名称又は慣用名称」+「産地等表示をする際に付される文字として慣用されている文字（例：本場、～産、ご当地、元祖、など）」のみからなる商標）のような場合に限られています。一定の範囲での知名度が必要であったり、特定の団体に限る等他にもクリアしなくてはならない要件があることに注意が必要です。詳しくはお近くの弁理士にお尋ね下さい。

●富山県／団体職員（45歳）

◎このコーナーでは知的財産権に関する皆さまの質問にお答えします。質問事項を記載して、下記の住所にハガキまたはFAX:03-3581-9188で日本弁理士会広報誌「Q&A係」までお送りください。尚、掲載させていただいた方に記念品を進呈いたします。

たぬき弁理士

有田貴弘（作）有田千絵（画）



特許庁からのお知らせ

平成17年度 知的財産権制度説明会 (実務者向け) 開催について

特許庁では、10月から1月にかけて知的財産権業務に携わっている方々を対象に、審査の運用基準や国際出願（PCT）制度、審判制度、改正実用新案制度、新職務発明制度等の運用、その他実務上必要となる諸制度等についての説明会を開催致します。

開催地は、全国16都市（北海道、山形、宮城、埼玉、東京、神奈川、静岡、愛知、石川、京都、大阪、広島、香川、福岡、熊本、沖縄）となっております。

参加費は無料ですので、この機会に是非ともご参加ください。

詳細については、特許庁ホームページ（<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>）の「特許庁の取り組み（説明会・セミナー・シンポジウム・フェア）」をご覧下さい。

ご不明な点がありましたら、特許庁総務部総務課地方班（03-3581-1101（代）／内線2107）までお問い合わせ下さい。

商標法改正についての 解説パンフレットのご案内

平成18年4月1日から施行される商標法の改正のポイントについて、わかりやすくまとめたパンフレット「地域ブランドの保護（商標法の改正について）」を作成いたしました。

ご希望の方は、下記まで問合せ下さい。
(問合せ先) 日本弁理士会 広報課

TEL:03-3519-2361 / FAX:03-3581-9188

◎「地域ブランド」無料相談会を行って います※予約制

1. 面談又は電話による相談が可能です。
2. 予約制ですので、まず、予約のお電話をお願いします。
3. 地域ブランドの相談の場合「地域ブランドの相談です」とお伝えください。
4. 相談の日時には来会くださるか、電話をお願いします。

JPAA Information



◎平成17年6月15日 公布

◎平成18年4月1日 施行

東京 ☎ 03-3519-2707

- 日時 ◎地域ブランド専用相談窓口／毎週火曜日 13:00～16:00
◎常設相談窓口／月～金曜日 10:00～12:00、14:00～16:00
- 場所 東京都千代田区霞が関3-4-2 弁理士会館1階

名古屋 ☎ 052-211-3110

- 日時 ◎常設相談窓口／月～金曜日 13:00～16:00
- 場所 名古屋市中区栄2-10-19
名古屋商工会議所ビルディング
- 日時 ◎地域ブランド専用相談窓口／毎週火曜日 13:00～16:00
◎常設相談窓口／月～金曜日 10:00～12:00、14:00～16:00
- 場所 大阪市天王寺区伶人町2-7
関西特許情報センター4階

JAPAN PATENT ATTORNEYS ASSOCIATION
JPA 日本弁理士会
<http://www.jpaa.or.jp>

PATENT ATTORNEY [パテント・アトーニー]

●平成17年9月20日発行 第39号 ●無断転載禁止 ●編集／日本弁理士会広報センター ●発行／日本弁理士会
●T100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2 ●電話 03-3581-1211（代） ●FAX 03-3581-9188

T100

PRINTED WITH
SOYINK™

古紙配合率100%再生紙を使用しています。
Makoto Printing, Natural

ヒット商品を支えた知的財産権

VOL. 39

あらゆる毛髪の悩みを解消できる
「ヘアコンタクト」

特許 第3484565号
米国特許 6,446,634号
商標登録 第4716039号
代理人／浅野勝美 弁理士



知財の歴史

商標については、「専売特許条例」よりも1年早い明治17年に「商標条例」が公布された。公布後1年間に1,296件出願され949件が登録された。登録商標第1号は京都の平井祐喜氏の「膏薬」を指定商品とする魚を料理中に指を切った板前の図形であった。その後、商工業の進展に伴って工業所有権法の改正が必要とされ、明治政府は農商務省工務局の商標登録所長であった高橋是清を海外に派遣し、諸外国の法制を調査・研究させた。これにより、明治21年に「特許条例」、「意匠条例」とともに新たな「商標条例」が公布され、これらの条例の施行のために特許局も新設された。



スイーツのお供の定番といえば、コーヒーですよね。コーヒーショップ・ジョイさんは、イタリアンコーヒー豆を8時間かけて抽出した水だしコーヒーが人気のお店！マスターお勧めの黒蜜あられがけアイスクリームと頂くと至福の味わいです。その他、スイーツや食事も豊富です。
お近くにいられた時は是非！
東京都練馬区関町北1-23-2
コーヒーショップ・ジョイ
03-3928-6121

新たに発見される事実の元をたどると、生き物を注意深く観察していたときにひらめいたことをよく聞く。生き物が彩り、充実する秋の自然散策もまた、一興である。

(さいじ)



20年も生活した東京から生まれ故郷である岩手県の盛岡市にUターンし、盛岡駅の近くに開業して、今年で17年目となります。岩手県は、面積が四国とほぼ同じ広さで、人口が約140万人、自然に恵まれたところです。盛岡市は、岩手県の県庁所在地であり、石川啄木や宮沢賢治ゆかりの地として知られ、岩手山を臨み北上川が流れる閑静な小都市です。

しかし、岩手県の特許出願は、年間300件ほどしかなく、県別で下からベスト5には入るかという知的財産権では過疎県です。そのため、知的財産の発掘は、恐竜の骨を発掘するのに似て、地道ですが、相談会や客先との打合せで、1日300,400kmも車で駆けずり回ることもあり、結構、駒鼠のように動き回っています。今年は、岩手県主催、日本弁理士会共催の「岩手知的財産権セミナー（全8回）」が開催されるなど、普及活動も充実し、企業や大学等の関心も変わりつつあり、活性化が期待されます。

そんな中でも、夏はゴルフ、冬はスキー、小岩井牧場で牛と戯れるなど、極上？の田舎生活を満喫しています。まさに、「ふるさとの山に向かいて 言うことなし ふるさとの山はありがたきかな（啄木）」。

シリーズ 弁理士 風土記 (岩手県)

丸岡特許事務所
弁理士 丸岡裕作



▲小岩井農場にて

昼食後に飲む一杯のコーヒーが、午後からの眠気だるさを抑え、仕事の能率を上げてくれることが科学的に証明された。

大阪バイオサイエンス研究所のグループがマウスを使った実験から、カフェインがある受容体に結合することで、脳内にあるアデノシンの睡眠作用を抑えていたことを突き止めた。自然な目覚めや睡眠を誘う飲食料の発明などにつながることが期待されるが、ここでは、からだの中に多量にあるアデノシンの多機能性に注目したい。

アデノシンは、DNAやRNAの塩基として遺伝情報の一端を担う。また生き物のエネルギーそのものを構成する。細胞からの指令を伝達する分子としても機能し、様々な信号を伝えることでからだの変化を導く。最近では、アデノシンに育毛作用を見いだして、発毛促進剤を発売した化粧品メーカーも登場したほどで、アデノシンの隠された機能はまだまだ相当数あることが予想されている。



コーヒー☆ルンバ

ジャーナリスト
こぼれ話

従来のカツラとも、育毛・増毛法とも全く異なるヘアコンタクトは、2003年の発売当初から大きな反響を呼び、生産が追いつかない状態が続いている。人工毛髪を植え付けた特殊なフィルムを、皮膚に張り付けるという発想が画期的であるだけではなく、機械生産を実現した点もこの業界の常識を破るものだった。開発したプロピアの保知宏社長はカツラ・育毛業界に入つて以来、消費者の側に立った商品がないと感じていた。かつて、眼鏡の不便さや不格好さをコンタクトレンズが変えたように、カツラに代わる商品をつくりたいという保知さんの夢はベルやエジソンといった大発明家たちが発明の原動力とした人々の「愛」であった。

開発に着手したのは1997年。まず製造機械の開発を既知の新科学開発研究所に依頼した。さらにプロピアの保知宏社長は、人工毛髪を機械で植毛するためには、染色後の絡み合った状態をほぐして、ボビンに巻き付けなければならない。一方、透湿性を備えた多孔質の医療用フィルムを改良して、皮膚の角質層と同じ0.03mmまで薄くするのに成功したが、機械植毛で破けてしまう。針本から特殊な技術で開発した装置は、フィルムと人工毛髪の開発と併行して、改良を重ねる必要があった。針0.03mmのフィルムで試作品ができるまでに、4年の歳月を要したという。

受けたことに決まった。ベンチャー企業であるプロピアの、ゼロから取り組む商品開発に大手企業や弁理士が参画したのは、保知さんの熱い「思い」に共感したからだ。薄毛で悩んでいる人だけでなく、病気や怪我で頭髪を失った人たちに、使い勝手のよい、安価な商品を提供したいという、強い思い。

しかし、開発は困難を極めた。直径0.08mmのポリエチル製人工毛髪を機械で植毛するためには、染色後巻き付けなければならない。一方、ボビンに巻き付けなければならない。一方、透湿性を備えた多孔質の医療用フィルムを改良して、皮膚の角質層と同じ0.03mmまで薄くするのに成功したが、機械植毛で破けてしまう。針本から特殊な技術で開発した装置は、フィルムと人工毛髪の開発と併行して、改良を重ねる必要があった。針0.03mmのフィルムで試作品ができるまでに、4年の歳月を要したという。

さらに従来製品のユーザーの協力を得て、テストを重ねて吸着剤専用の剥離剤を完成させ、2年後、発売にこぎつけた。テレビCMを打った翌日から、電話がパンクするほどの問い合わせがあつたそうだ。マスコミにも頻繁に取りあげられ、ユーザーのさまざまなお問い合わせに対応できるヘアコンタクトの特性が広く知られるようになった。これによって、異業種分野からも注文が来るほか、用途も広がっている。

「知的財産権は技術を守ると同時に、企業コンセプトを守るもの。知的財産権を得たお返しとして、社会貢献したい」と保知さんはいう。ヘアコンタクトは日々進化し、製品改良が続いている。現状の製品は、数十万円のカツラと同じサイズが1万5千円ほどで、約二週間使える。さらに量産体制を整えることで、低価格化を図るという。

（「ヘアコンタクト」は株式会社プロピアの登録商標です）



PATENT ATTORNEY

弁理士が扱う業務のうちに、商標権の取得業務がありますが、その際には出願前の商標調査が重要な役割を占めます。

弁理士は、権利化を希望する商標（会社や商品のマーク）を、依頼人がどんな商品もしくは役務（サービス）に使用したいのか、その使用態様を事前に聴取、商標登録の可能性及び使用の可能性について検討し、必要な場合にはその商標と同一又は類似の商標登録・出願が既に存在するか調査を行ないます。調査では商標の称呼（読み方）の確認や観念の抽出、商品・役務及びその類似群の決定、商標の識別力の判断、そして類否判断といった段階で、専門知識が必要となってきます。これら知識を基礎にして出願～登録手続を行うことにより、依頼人の目的と希望に添った権利取得が実現されるのです。

